

令和4年4月1日現在

## 配置技術者の雇用関係要件緩和の終了について

本市では、東日本大震災からの早期の復旧・復興に向けた建設工事等の円滑な施工確保のため、公共工事に専任で配置する技術者（主任技術者又は監理技術者）の雇用関係要件について、特例措置としてハローワークを通じて新規雇用した場合に限り、開札日（入札日）の前日において直接的な雇用関係にある技術者を専任で配置することができることとしていました。

復旧・復興に係る工事等が概ね完了する見通しとなったことから、専任で配置する技術者の雇用関係要件における特例措置を終了することとします。

### 1 対象工事

本市が発注するすべての建設工事

### 2 特例措置の終了時期

令和4年3月31日とします。

### 3 終了に伴う措置

令和4年4月1日以降に、入札公告又は指名通知を行う入札案件からは、「管理技術者制度運用マニュアル」2-4 監理技術者等の雇用関係のとおり、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日等以前）として3か月以上の雇用関係がある技術者の配置が必要となります。

また、令和4年3月31日以前に契約済みの工事において、令和4年4月1日以降に配置技術者を途中交代する場合も、変更後に配置する技術者については、3か月以上の雇用関係が必要となります。

### 【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話0225-23-6611、6612